

熱損失防止改修（省エネ改修）住宅等に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

尾道市長様

納税義務者
住所又は所在地
氏名又は名称 ⑩
電話番号 () -
代表者氏名 ⑩

熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了したので、尾道市
税条例（昭和36年条例第49号）附則第7条の3第8項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在				家屋番号			
尾道市							
種類	床面積			人の居住の用に供する部分の床面積			
	1階		1階外		計		
	m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	
家屋の建築年月日				登記年月日			
年 月 日				年 月 日			
熱損失防止改修工事が完了した年月日				熱損失防止改修工事に要した費用			
年 月 日				円			
熱損失防止改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3か月以内に提出することができなかった理由							
この申告書の内容を審査するために、納税義務者（尾道市に住民登録がある場合）の現住所を業務担当課に照会することについて 同意します・同意しません							
※ どちらかを○で囲んでください。同意をされない場合は、納税義務者の方の住民票の写しを提出していただきます。							

添付書類

- 納税義務者の住民票の写し（尾道市に住民登録がない場合）
- 熱損失防止改修工事に要した費用を証する書類
- 熱損失防止改修工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第9項第2号）
（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書）
- 長期優良住宅に該当する場合は認定通知書の写し

適用要件

- 平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、専用住宅部分の床面積が
全体の床面積の2分の1以上かつ、改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であること。
- 改修工事に要した費用が次のいずれかに当てはまること。
 - 耐震改修に係る工事費が60万円超
 - 耐震改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、
太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超